

(資料5)

## 仕 様 書(案)

### 第1 件名等

#### 1 件名

裁判員制度広報(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)の企画・制作, 放送等実施業務

#### 2 調達の目的

裁判員制度の内容等について, 広く国民に周知するとともに, 国民の理解を得ることを目的とする。

#### 3 概要

本仕様書は, 裁判員制度広報におけるテレビスポットCM及びラジオスポットCM(以下「スポットCM」という。)の企画・制作, 放送等の実施業務の調達内容について定めるものである。

#### 4 契約期間

契約日から平成21年3月31日(火)までとする。

### 第2 提案項目の前提となる主要な情報等

#### 1 裁判員制度の概要及び裁判員制度をめぐる情勢等

##### (1) 裁判員制度の概要

裁判員制度は, 国民の中から選ばれた6人の裁判員と3人の裁判官が協働して, 刑事訴訟事件の審理, 判決をする制度であり, 平成16年5月成立の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(いわゆる「裁判員法」)により導入され, 平成21年5月までに施行される予定である。

\* 裁判員制度に関する情報の詳細は, 裁判員制度ウェブサイト[<http://www.saibanin.courts.go.jp/>]を参照されたい。

##### (2) 裁判員制度をめぐる情勢等

ア 平成19年末ころまでには辞退事由に関する政令が, 平成20年3月ころまでには裁判員制度の施行日に関する政令が, それぞれ制定される見通しである。

イ 平成20年12月ころまでには裁判員候補者名簿に記載されたことの通知書等が国民に送付され, まさに制度が現実に動き始めることとなる。

ウ 平成20年度は, 裁判員制度施行の前年であり, 国民にとって関心の高い事項が具体化し, 制度が動き始めることから, 各種マスコミによる報道も盛んに行われると予測される。

#### 2 今後の広報活動の方向性

##### (1) 総論

最高裁判所においては, これまで裁判員制度の内容を周知するための広報活動を展開しており, このような広報活動の成果もあって, 裁判員制度の認知度は約8割に上っているものの, 参加意欲については十分には高まっていないところで

ある。

参加に消極的な国民は、それぞれの関心や生活状況等に応じ、刑事裁判への参加について様々な不安や疑問を感じており、それが参加に対する心理的な障害となっているものと考えられる。今後、その参加意欲の向上を図るためには、これらの不安や疑問に応じた具体的な情報提供や説明を行い、その不安等を軽減していくことが不可欠である。

そのためには、参加に消極的な国民の関心や不安を把握し、これに応える具体的な情報を提供する、きめの細かい広報企画等（以下「情報提供企画」という。）を広範に展開していく必要があり、このような観点から、平成19年度においては、各地の裁判所を中心として、各種説明会等を広範に展開してきている。具体的には、50人から100人の参加者を募り、映画の上映と裁判官等による裁判員制度に関する説明を併せた企画をはじめとする各種説明会において、参加者と実質的な質疑応答を行い、裁判に参加することへの心理的負担感、法律の専門家でない裁判員が裁判をすることの難しさや裁判の長さに対する不安感、裁判に参加することによる物理的、経済的負担等に対する不安感を解消することに主眼を置いた企画を実施したところである。また、このような情報提供企画にアクセスする国民の裾野を広げ、十分な広報効果をあげるためには、上記の不安等を抱いている国民に上記の情報提供企画の存在を周知するとともに、いまだ具体的な情報を欲するほどの関心のない国民に対しても、現実感のある関心を喚起するための情報を提供する企画（以下「関心喚起企画」という。）を広範に実施することが重要である。

この点については、第2の1の(2)に記載の情勢等を考慮すると、制度実施の前年に当たる平成20年度においては、裁判員制度に対する現実感のある関心が高まり得る環境にあり、適時、適切な関心喚起企画を実施することによって、国民の潜在的な関心を顕在化させることが期待できる状況にある。

## (2) 平成20年度における具体的な広報活動

### ア 情報提供企画

従前から行ってきた各種説明会、映画上映会、模擬裁判等を継続して実施するとともに、裁判員制度ウェブサイトを充実させ、各種パンフレット等の広報ツールを活用するなどして、過不足のない情報を提供する。

### イ 関心喚起企画

いまだ裁判員制度に対する具体的な関心を抱いていない国民に対し、これを喚起することを目的とした情報発信を行い、情報提供企画へのアクセスを誘引する必要がある。そのために、情報発信を行う各媒体の特質に応じて国民の関心や不安に対応する情報のエッセンスを盛り込むなどして、現実感のある関心を喚起する。

関心喚起企画を効果的に実施するための具体的な広報媒体としては、テレビスポットCM等の放送媒体や新聞・雑誌等の活字媒体を選択する。

テレビスポットCM等の放送媒体については、新聞広告等の活字媒体よりも伝達できる情報量は少ないが、情報の受動性や全世代に対する伝達力の高さに注目し、現実感のある関心を喚起するための情報、具体的には、来年には裁判員制度が実施される、今年の年末には裁判員候補者名簿に記載された者への通知書が届くという情報を中心に発信する。

また、新聞や雑誌等の活字媒体においては、情報に接する（読む）か否かは国民の意思に委ねられている反面、一定の情報量が扱えるという特質を有するため、前述のテレビスポットCM等において発信する情報に加え、裁判員の具体的役割に関する情報、選任手続、辞退事由等に関する情報について、タレント等の誘引手段を用いながら発信する。

なお、雑誌媒体については、購買者層に特徴があるという特性を生かし、購買層に応じ、関心の程度、関心を喚起する話題等を個別に検討しつつ、効果的な関心喚起を行うことが期待できる。

### 第3 制作、放送等実施業務内容等

#### 1 制作内容

テレビスポットCM及びラジオスポットCMを制作する。ただし、いわゆる有名タレントについては起用しない。

#### 2 放送等実施業務内容

##### (1) 放送枠の確保

テレビスポットCMについては、1500GRP以上を目指しつつ、最大効率のリーチ（到達率）及びフリークエンシー（平均接触頻度）を獲得するように、できる限りの放送枠を確保する。ラジオスポットCMについては、AMラジオ局で50本程度の放送枠を確保する。

なお、テレビスポットCM及びラジオスポットCMのいずれについても、全ての都道府県において放送を実施するものとする。

##### (2) 放送の実施手続

##### (3) 報告

スポットCMの放送完了後、速やかに各放送実施局の「放送確認書」を最高裁判所に提出するものとする。

#### 3 1で制作した内容を記録した記録媒体の納品

1で制作したスポットCMの内容を記録した以下の記録媒体について納品する。なお、納品に当たっては、最高裁判所と協議の上、納品期日を決定する。

##### (1) テレビスポットCM

ア VTR用D-2テープ 1本

イ DVD(Windows Media形式(Advanced Systems Format))10枚

##### (2) ラジオスポットCM

CD-ROM(Windows Media形式(Advanced Systems Format))10枚

#### 4 その他

- (1) スポットCM制作に当たり，企画内容等については，最高裁判所と十分な調整を図って実施する。
- (2) スポットCMの放送の詳細については，最高裁判所と十分な調整を図って実施する。
- (3) スポットCMの放送に関しては，広報効果の測定を行うものとする。  
なお，その際の具体的な実施時期，方法等については，契約締結後，請負者と最高裁判所が協議して定める。

#### 第4 施策予定金額

4億3400万円（広告内容の企画制作から各媒体の放送実施までにかかる全ての経費及び広報効果測定にかかる経費並びに消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

#### 第5 その他

##### 1 提案書の作成

- (1) 提案書は，企画招請説明書の「提案要領」を熟読の上作成する。
- (2) スポットCMの契約予定日から出稿までのスケジュールについて，明確かつ詳細に作成する。

##### 2 提案者条件

- (1) スポットCMの企画から出稿まで一括して管理運営できる能力を有すること。  
なお，業務の再委託を行う必要のある場合には，再委託先の責任体制を含めた業務遂行の管理能力を有すること。
- (2) スポットCMの企画・制作に当たり，裁判員制度について正確かつ分かりやすく表現できる能力を有すること。
- (3) スポットCMの企画・制作に当たり，常時従事する者を確保できる体制を有すること。
- (4) 本業務を遅滞なく遂行できる能力を有すること。  
また，送稿データ作成前段階において変更が生じた場合にも対応できる能力を有すること。

##### 3 請負者の責務

- (1) 請負者は，契約後速やかに責任者を選任し，最高裁判所に届け出るものとする。  
なお，責任者には，本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任するものとする。
- (2) 請負者は，不測の事態により，定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には，遅滞なくその旨を最高裁判所に連絡し，その指示に従うものとする。
- (3) 請負者は，業務の過程において最高裁判所から指示された事案について，迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 請負者は，本契約の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- (5) 請負者は，納品の検査過程において誤り等の修正を行う場合については，全て

請負者の負担とする。

- (6) 請負者は、本業務を遂行するに当たり、個人情報に関する権利等を侵害することのないように十分注意するものとする。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等は、全て請負者の負担とする。

#### 4 成果物の使用

最高裁判所は、本業務に関して納品された成果物につき、広告の目的の範囲内において契約締結日から1年間使用すること（納品された記録媒体を用いて、裁判員制度ウェブサイトにおいてスポットCMを放送すること等を含む。）ができるものとする。ただし、最高裁判所が個別に許す範囲において、法務省、検察庁、日本弁護士連合会及び弁護士会もこれを使用する（その広告の目的の範囲内で行う二次加工を含む。）ことができるものとする。

#### 5 知的財産権等

- (1) 本業務に基づき制作されたスポットCMに関し、すべての著作権は最高裁判所に帰属するものとする。
- (2) スポットCMに最高裁判所が所有する資料（写真、図表等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては最高裁判所が提供する。
- (3) スポットCMに第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続を請負者において行うものとする。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら最高裁判所の責めに帰す場合を除き、請負者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする

#### 6 機密保持等

- (1) 請負者は、本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報を開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用してはならない。また、請負者は、そのために必要な措置を講じなければならない。

なお、請負者の責任に起因する情報の漏洩等があった場合は、契約条項上の「瑕疵等による債務不履行」に該当するものとする。

- (2) 請負者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて請負者が負担する。
- (3) この項目については、前記第1の4の契約期間の終了後においても同様とする。

#### 7 その他

契約後、提案した企画・構成に変更を加える必要が生じた場合、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義を生じた場合は、請負者と最高裁判所は、協議の上、変更内容等について決定し、当該決定事項について書面をもって確認することとする。